

カウント取得一覧表

平成 年 月 日

資格認定番号 : _____

会員番号 : _____
(会員のみ記入)

氏 名 : _____

	内 容	カウント	年 度				
			2014	2015	2016	2017	2018
(1)	診療放射線技師総合学会への参加	10	()	()	()	()	()
(2)	診療放射線技師総合学会等において Ai に関する研究発表 (筆頭)	10	()	()	()	()	()
(3)	日本診療放射線技師会誌等において Ai に関する原著論文以外の発表 (筆頭)	20	()	()	()	()	()
(4)	日本診療放射線技師会誌等において Ai に関する原著論文発表 (筆頭)	30	()	()	()	()	()
(5)	日本診療放射線技師会が主催する Ai に関する講演会の受講	5	()	()	()	()	()
(6)	日本診療放射線技師会が許可した Ai に関する講演会等の受講	5	()	()	()	()	()
(7)	日本診療放射線技師会が許可した Ai に関する認定等の資格	5	()	()	()	()	()
(8)	認定期間内における Ai の経験	年間 10 最大 50 /5 年間	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(9)	日本診療放射線技師会が許可した Ai に関する学会等の会員資格	年間 5 最大 25 /5 年間	()	()	()	()	()
更新カウント 合計							

*この枠内は記入しないでください。

生涯カウント 合計	
更新カウント + 生涯カウント	

*記入方法

(1)から(9)の各内容において、年度毎に申請するカウント数を記入してください。

さらに、カウント取得を確認できる資料等には通し番号を付記し、その資料番号を下段の

() 内に記入してください。

なお、(8)のカウント取得を確認できる資料は更新申請書類「Ai 経歴一覧」になりますので資料番号の記入は不要です。

*カウント取得を確認できる資料等

経歴実績を証明する資料 …(8)

所属長の署名及び捺印がある更新申請書類「Ai 経歴一覧」が必要です。

発表実績を証明する資料 …(2) (3) (4)

本人が筆頭であることが分かる発表プログラム及び抄録、または論文の写しが必要です。なお、掲載された雑誌名が分かるようにしてください。

参加受講実績を証明する資料 …(1) (5) (6)

本人の氏名が記載された参加証や受講証等の写しが必要です。

資格実績を証明する資料 …(7) (9)

本人であることが確認でき、有効期間であることが証明できる認定証や会員証等の写しが必要です。

*更新カウント [詳細説明] (平成 30 年 4 月 1 日 現在)

(1) 診療放射線技師総合学術大会への参加

「診療放射線技師総合学術大会」とは、以下の大会を指します。

- ・ 第 34 回 日本診療放射線技師学術大会 (2018 年 9 月 21-23 日/山口)
- ・ 第 33 回 日本診療放射線技師学術大会 (2017 年 9 月 22-24 日/北海道)
- ・ 第 32 回 日本診療放射線技師学術大会 (2016 年 9 月 16-18 日/岐阜)
- ・ 第 31 回 日本診療放射線技師学術大会 (2015 年 11 月 21-23 日/京都)
- ・ 第 30 回 日本診療放射線技師学術大会 (2014 年 9 月 19-21 日/大分)

(2) 診療放射線技師総合学術大会等において Ai に関する研究発表 (筆頭)

「研究発表」とは、口述またはポスターによる一般演題の発表の他、特別企画やシンポジウム等での講演も該当します。

(3) 日本診療放射線技師会誌等において Ai に関する原著論文以外の発表 (筆頭)

「日本診療放射線技師会誌等」とは、日本診療放射線技師会誌及びその他の学術雑誌や情報誌を指します。

「原著論文以外」とは、総説や論説等を指します。研究発表の抄録等は含まれません。

(4) 日本診療放射線技師会誌等において Ai に関する原著論文発表 (筆頭)

「原著論文」とは、査読があり、学術論文誌で公刊される論文を指します。

(5) 日本診療放射線技師会が主催する Ai に関する講演会の受講

「主催する Ai に関する講演会」とは、以下の会を指します。「Ai 認定講習会」は含まれません。

- ・ 小児 Ai に従事する診療放射線技師のための講習会（2015 年 3 月 8 日/東京）

(6) 日本診療放射線技師会が許可した Ai に関する講演会等の受講

- ・ 平成 29 年度 死亡時画像診断（A i）研修会（2017 年 8 月 5-6 日/日本医師会館）
- ・ 平成 28 年度 死亡時画像診断（A i）研修会（2016 年 7 月 9-10 日/日本医師会館）

(7) 日本診療放射線技師会が許可した Ai に関する認定等の資格

「許可した Ai に関する認定等」は現在ございません。

(8) 認定期間内における Ai の経験

「Ai の経験」とは、CT や MRI 等を用いた遺体の撮影、死後画像の画像処理、Ai の運用や管理に係る業務の経験を指します。

(9) 日本診療放射線技師会が許可した Ai に関する学会等の会員資格

「許可した Ai に関する学会等」は現在ございません。